

ETCGO で障がい者割引の適用をご希望の皆さまへ

ETCGO における障がい者割引適用に関するご案内

この度、当公社が管理する有料道路において、ETCGO での障がい者割引適用方法に関するご案内が不足しており、ご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。

ETCGO は新しい決済サービスであり、高速道路の ETC とはシステムが異なります。そのため、ETC 障がい者割引の事前登録が完了していても、ETCGO では料金所で係員に手帳などを提示しないと割引が適用されません。この点が明確に伝わっていなかったため、後日ご請求時に割引が適用されていないことが判明し、ご心配をおかけしました。

ETCGO で障がい者割引の適用をご希望の場合は、料金所で一時停止し、係員に障がい者手帳、療育手帳、またはミライロ ID をご提示ください。一旦は通常料金で決済されますが、係員が確認後、割引料金を適用する処理を行います。処理にお時間をいただく場合がありますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

返金について

ETCGO をご利用の際に障がい者割引が適用されなかったお客様へは、割引適用相当額をご返金いたします。お手数ですが、お手続きは以下の方法でお願い申し上げます。

1. お問い合わせ先

返金の手続きに関する詳細は、ETCGO 事務局までご連絡ください。ご連絡の際は、スムーズなご案内のため、お手元に ETC カード番号をご準備いただけますようお願いいたします。

- 神奈川県道路公社 ETCGO 事務局
- 電話番号：045-228-9399
- 受付時間：平日 9:00～16:30（月曜～金曜）

2. 以前お問い合わせいただいたお客様へ

以前、本件についてお問い合わせいただき、返金できないとお伝えしてしまったお客様にも、今回の対応によりご返金が可能となりました。大変恐れ入りますが、改めて上記のご案内をご確認の上、再度お申し出くださいますようお願い申し上げます

今後の改善について

ETCGO における障がい者割引の適用方法について、お客様への情報提供をさらに強化してまいります。ウェブサイトや料金所での掲示など、より分かりやすい形でご案内できるよう改善を進めております。

また、お客様の利便性がより向上する仕組みについても、現在、関係機関等と詳細な協議を進めております。お客様にご満足いただけるよう、今後も改善に努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

2025 年 8 月 1 日

神奈川県道路公社 ETCGO 事務局